

## 委任状

委任状を書いた日をご記入ください。

↓  
令和 年 月 日作成

① お亡くなりになった方の欄	
住所	.....
氏名	生年月日：T・S・H 年 月 日
本籍	.....
お亡くなりになった日	R 年 月 日

② 委任者（頼む方）の欄	
お亡くなりになった方 からみた続柄（配偶者・子・父母・孫・祖父母・その他（ ））	
住所	.....
氏名	（印） 生年月日：T・S・H 年 月 日
連絡先電話番号	.....
住所	<input type="checkbox"/> ①と同じ

(注意) お手続きによっては、委任者の優先順位が決まっている場合があります。

私は、次の者を代理人（頼まれて窓口に来る方）と定め、下記の事項を委任します。

③ 代理人の欄		住所
住所	.....	<input type="checkbox"/> ①と同じ
氏名	.....	<input type="checkbox"/> ②と同じ

## ※委任状の代筆について

委任者による記入ができません、代筆する場合は、以下の項目をご記入ください。

なお、代筆者は、代理人以外の方にしてください。

代筆の理由	.....	住所
代筆者	住所	<input type="checkbox"/> ①と同じ
	氏名	<input type="checkbox"/> ②と同じ
		<input type="checkbox"/> ③と同じ

委任事項 ※委任する事項に必ず頼む人が  を付けてください。

(印がない場合は、その事項について委任されていないこととなりますので、注意してください。)

 高知市役所における相続手続きに関する一切の事項（下記事項について可能な手続きすべてを委任する場合） 下記の相続手続きに関する事項のみ（すべてを委任しない場合）

- 戸籍（除籍）および改製原戸籍の謄（抄）本、戸籍の附票および住民票（除票）の写し、所得証明書、納税証明書の取得に関する一切の権限
- 固定資産税に関する証明書の取得に関する権限（注）
- 固定資産税の名寄帳の写しの取得および課税に関すること
- 特別障害者手当に関する手続き
- 障害児福祉手当に関する手続き
- 経過的福祉手当に関する手続き
- 介護保険【  郵便物等送付先変更  保険料の還付金または高額介護サービス費等給付費の申請 】に関する権限

(注) 相続登記では、登記申請日時点での最新年度の評価証明書が必要です。

評価証明書は、毎年4月1日に最新年度が替わります。